

第1回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年9月10日（火）9:00～11:30
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1214会議室
3. 出席者：
（委員）金丸恭文（座長）、岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、
滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ、
（専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武、渡邊美衡
（政務）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）
（事務局）滝本室長、大川次長、中原参事官
（農林水産省）奥原経営局長、渡邊経営局農地政策課長
4. 議題：
（開会）
 1. 農地中間管理機構（仮称）について
 2. 農業ワーキング・グループの進め方について（閉会）
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、時間もまいりましたので「規制改革会議農業ワーキング・グループ」を開催いたしたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席いただきまことにありがとうございます。

本日は所用により、浦野座長代理は御欠席でございます。

また、本日は稲田大臣、岡議長、大田議長代理に御出席いただいております。

開会に当たりまして、まず稲田大臣から御挨拶を賜りたいと思っております。大臣よろしくお願いたします。

○稲田大臣 本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、委員の皆様方、また、専門委員の先生方にも本当にありがとうございます。

本日は農地中間管理機構についての論点整理、また、農業ワーキング・グループにおける検討の進め方について御議論をいただきます。

農地中間管理機構については、先日、本会議でも御議論をいただきましたが、本日はさらに議論を深めていただきたいと思いますと思っております。農地中間管理機構に関する法案は秋の臨時国会で提出予定でもございますし、大変重要な法案であります。農業の規制改革、我が国の成長戦略においてとても重要なテーマでございますし、総理からも若者が希望を持てる強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村を作り上げて、その成果を国民全体で実感

できるものとしてほしいという指示があったところでございます。

本日も委員の皆様方の積極的、忌憚のない大胆な御議論どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大川次長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様は御退室お願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は農業ワーキング・グループとしては初回でございますので、改めて私から当ワーキング・グループの専門委員を御紹介させていただきたいと思ひます。

北村専門委員でございます。

田中専門委員でございます。

本間専門委員でございます。

松本専門委員でございます。

渡邊専門委員でございます。

5名の専門委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行は金丸座長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○金丸座長 皆様、おはようございます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

農地中間管理機構に関しまして、8月22日の本会議以降に農水省で御検討いただいた事項につきまして、御説明をしていただこうと思ひます。

先般の本会議以降、抜本的な見直しもしていただいたということで、今日は楽しみにしておりますので、御説明ぜひよろしくお願ひします。

○農林水産省(奥原局長) おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1を御覧いただきたいと思ひます。これは御要請がございましたので、幾つかの大きなポイントにつきまして、分かりやすく整理したものを作ってみました。

まず1枚目でございますけれども、借り受けのプロセス、貸し付けのプロセス、これが具体的にどうなるかということ整理したものでございます。

まず左側から見ていただきますと、借りるときですけれども、農地の所有者の方から機構に借りてくれという申し出があるケースがありますし、逆に機構のほうから所有者に対して貸してくれということをお願いするケースもございます。このことを踏まえまして、機構と所有者との交渉に入ることになります。当然、貸し付けの条件をどうするかとか、そういったこともいろいろございますので、これは交渉を進めていって、話がつきますと機構と所有者との契約の締結となります。

この中で全ての土地ではございませんけれども、一部の土地については条件整備を行ったほうが、その後、貸したときに生産性が高くなるか、そういうことがございますので、一部の土地については機構が条件整備を実施する。この農地についてやるということ機構

構自身が決定をいたします。決定した上で、そこについて条件整備を実施する。こうやって貸し付けにふさわしい土地をスタンバイすることになります。

一方で右側のほうでございしますが、貸し付けのプロセスでございすけれども、ここも2つ流れがありまして、1つは機構が地方公共団体等から受け手の希望者についての情報をいろいろ集めるということで、認定農家ですとか、あるいは人・農地プランの中心経営体ですとか、その他も当然あると思いますが、こういった情報をまず幅広く集めることになります。

その横に線が2つ出ていると思いますが、上のほうに書いてございすのがいわゆる認定農業者の制度でございす。御覧の法律に基づいてできておりまして、農業者、これは企業の方も含まれておりますけれども、自分たちの農業としての経営改善計画を作って市町村に出していただく。市町村がその経営改善計画を認定すると認定農業者となりまして、メリットとしては特に公庫のスーパーL資金を低利で借りることができるといったことになります。これはある意味、土地を集めていく相手方となりますので、この情報を市町村から機構に集めることになります。

下の矢印ですけれども、まず市町村で人・農地プラン、これは地域の方々に協議をしていただくわけですが、この協議の日時、いつ、どこでやるかとか、こういったことをあらかじめオープンにして、幅広い方が参加できる状況を整える。その上で実際にその日時に幅広い方に、新規参入しようとする方も含めて御参加いただいて、話し合っていて、その中身として市町村が協議の結果としての人・農地プランを作っていくことになります。中心経営体がどこであるかとか、そこに土地をどうやって集めていくかとか、こういったことをプランで整理いたしますが、ここで書かれた中心経営体は当然そこに土地を集めていく対象者となりますので、これも情報としてきちんと市町村から機構が集めることになります。

それから、この大きな流れの右側を見ていただきますと、こういった集めた情報の他に、機構としては受け手の希望者の方を幅広く公募する。認定農家でなくても、中心経営体でなくても手を挙げるができるという仕掛けでございまして、これも常にやることになります。

この2つの情報から、機構としては受け手の希望者のリストをきちんと作って、これも公表してガラス張りにするということとございす。

具体的に貸すべき農地があるときには、その土地につきまして機構とリストに載っている受け手希望者との交渉となってきます。話がついたところで機構が農地の利用配分計画を作って決定する。これについて都道府県知事の認可を受けて、これが公告されると、これによって権利移動が行われる。こういう流れでございす。

左側のプロセスと右側のプロセスはある意味、相互に連動しながら、調整しながら同時並行で進んでいくことになるかと思ひます。理想的に言えば、借りたときにできるだけ短い期間で貸し付けができるという形が一番望ましいわけですが、農地の状況によって必ず

しもうまくいかないケースもありますけれども、できるだけこのタイムラグが少なくなる。借りて貸すまでの間を短くする。こういったことができるように調整をしながら進めていく。こういうことになると思っております。

1枚おめくりいただきまして、機構が業務委託できるということで、これまで御説明をしてきておりますが、具体的にどういった仕事を頼むのかということでございます。頼む相手としては市町村とその他とございます。その他は能力さえあればどこでもいいということになりますけれども、市町村とその他では少し性格が違うかなと思っておりますので、この表では分けてございます。

上から見ていただきますと、機構の仕事として農地を借り受けるところの仕事がございます。この中身はいろいろございますが、出し手の掘り起し、その農地あるいは周辺環境がどうであるかといったことをきちんと確認する。こういった事実上の行為ですと、これはどこに委託をしてもいいことになりますので、市町村でもその他でも、能力があれば委託をすることになります。

具体的に所有者との借り受けの交渉、これも賃料を含めていろんな交渉の中身がございますが、これも下準備としての交渉については、市町村でもその他でもどこでも委託ができる。ただ、その次の借り受けを決定するという。この土地について、いつから賃料幾らで実際に借りますということを決定する行為は、機構本体のみが実施をするというつもりでございますので、ここは委託はできないというふうにしたいと思っております。

決定をしまえば、その後の契約締結の事務のようなことは、これは決まったことですから委託してやっていくことができる。それから、借りた農地についてデータベースに入れてきちんと管理をしなければいけませんので、これは能力があればどこでも頼める。賃料をお支払いすることになります。この事務も誰にでも頼むことができるということになると思います。

大きな2つ目が農地の管理でございます。この中にも幾つかございますが、例えば草刈りといった、その農地としての事実上の管理行為。これはどこにでも委託ができる。その土地について条件整備。基盤整備事業とか、そういった金をかけることをするという。この決定。これ自身は機構本体がやるということにしたいと思っておりますので、これは市町村にもその他にも委託はいたしません。

決定した後、その条件整備の事業そのもの、設計をしたり現場の管理業務といったことは能力のあるところに委託をすることになります。

大きい3つ目が農地の貸し付けでございますが、ここは受け手の希望者を公募するといったことについては、これは機構本体が責任を持ってやるということで委託はいたしません。

公募なり市町村から情報を受けて、受け手の希望者のリストを作って公表する手続。これも機構本体のみが実施すべきだと思いますので、これは委託をしないことになります。

具体的な土地について、このリストに載っている受け手希望者との交渉ということでは

が、これは事実上の行為で準備段階ですので、これはどなたでも委託ができる。それをある程度集約化して行って、実際にどうするかというのが利用配分計画となりますが、これの原案を作るところ。この仕事は機構本体か、あるいは機構本体では県内の全てについてはやり切れませんので、市町村にはやってもらうことは当然あると思っておりますけれども、それ以外のところは原案そのものの作成はできないことにしたいと思っております。

この原案を踏まえて、實際上、これを決定していく行為。この決定行為は機構本体だけがやるということで、これは委託をしないという整理をしたいと思っております。

決めてしまえば、この貸し付けている農地についてデータベースに入れて管理するような仕事は、能力があるところはどこにでも委託をする。それから、これを貸したときには賃料を徴収することになりますが、これも委託をしてやっていくことができる仕事だと思っております。

注のところに書いてございますが、この表で×がついているところは委託をいたしませんけれども、それ以外のものについては、それぞれの委託先の組織の行為能力の範囲内であれば委託することは可能ですが、例にありますように、実際にどこに委託するかは機構が判断をして、都道府県知事の認可を受けるという形で決めていきたいと思っております。

③でございますが、これは以前、御説明した制度設計の考え方と若干修正をしておりますが、前回、市町村からの再委託を認めるということで書いてございましたけれども、ここでの御議論もいろいろございました。特に再委託ということと認めると、機構の責任が無責任になるのではないかというお話もございましたので、委託をするときには直接機構が委託するという一本にして、再委託は認めない方向で現在考えております。

もう一枚おめくりをいただきますと、これは実際に農地を借りてくれと言われたときに、引き受けるかどうかの判断基準でございます。これにつきましては従来から耕作放棄地の判断基準を示してございまして、各市町村・農業委員会では、このルールにのっとってこれまでも耕作放棄地が再生可能なのか、再生不能なのかという判断を実際に行っております。これは土地ごとにその判定をございまして、積み上げてみれば耕作放棄地、客観ベースの28万ヘクタールの中で左側の再生可能なところが15万ヘクタール、右側の再生困難なところが13万ヘクタールと、大体こういった仕分けができていますのでございます。

そのルールがどうなっているかといいますと、まず上に耕作放棄地、現在は1年間耕作していないところということですが、これがございまして、そこについて幾つかの要素で判断をいたします。

まずは、その耕作放棄地について人手か、通常の農業の機械でもって耕起したり整地することができるかどうか。普通の農家が持っている機械で簡単に耕起ができるのであれば、これは再生可能ということになりますので、左側の下のほうにまいりまして、再生可能な耕作放棄地の範疇に入ります。

一方で、右側の人力なり農業用機械で耕起が可能ではないというケースについては、次の判断要素ですけれども、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難かどうか

という判定をいたします。右側で著しく困難である。実際に森林の様相を呈している。木が相当生えていて、森林に近いという状態になっている場合は矢印が下についておりますが、これだけで再生困難な耕作放棄地という判定がされます。一方で、これが著しく困難ではないというときには、その下の項目でさらに判断をいたしますが、周囲の状況から見て、農地として復元した場合に継続して利用することが可能かどうかということで、これが可能であれば再生可能なというほうに入りますし、可能でなければ再生困難な耕作放棄地というふうに仕分けられる。こういうことだと思っております。

従来からこのルールに即しまして、市町村や農業委員会は耕作放棄地の仕分けをしておりますので、この中間機構に農地が出てきたときにも、基本的にはこのルールにのっとって判断をして、受けるかどうかを決めていくことになると思っております。

資料はお配りしてございませんが、口頭で御説明したいと思っておりますけれども、8月22日に御説明いたしました制度設計の基本的な考え方につきまして、ここでもいろいろ御議論いただきましたので、幾つか修正をする方向で検討したいと考えております。口頭で恐縮ですが、御説明をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、農地の集積、集約化と並んで新規参入をきちんと入れていくべきだという御指摘があったと思います。特に既存の農家の方と新規参入と公平に扱ってほしいという話もございましたので、まず1つ目として、農地中間管理機構の事業の目的といたしまして、農地の集積、集約化と並んで新規参入の促進ということをきちんと書く方向で検討したいと考えております。

2点目でございます。農地の滞留、塩漬けをできるだけ防止すべきだというお話がございました。もともとの制度設計の原案でも、ここについては借り受けることを拒むこともできるし、一旦借りても受け手がいなければ消費者にお貸しすることは書いてございましたが、さらに踏み込んだ形にするということで、この農地の中間管理機構はその地域における農地の借り受けを希望する人の状況と、そういったことをいろいろ考慮して借り受けを行うんだということによって、農地の滞留を防止する。要するに借り手を見てもその地域で受け手が全くいないというケースであれば、これは塩漬けになってしまう可能性が高いこととなりますので、その地域の農地の借り受けを希望する人の状況等を考慮して借り受けをするといったことを、きちんと法律の中に位置付ける方向で検討したいと考えております。

3点目でございます。これまでも先ほど御説明した借りたい人のリストを作って公表するところまでは整理をいたしましたけれども、その先の手続についてももう少し明確にしたほうが良いと思ひまして、農地中間管理機構は公表した借り入れの希望者の中から具体的に貸し付けを決める際のルール、これは事業規定ですけれども、このルールをきちんと機構が作って、これについては知事の認可も受ける。受けた上でそのルールについては公表するといった規定を入れ込む方向で検討したいと考えております。これによって受け手のリストだけではなくて、貸し付けを決めるときのルールについてもガラス張りに

してやっていくことにしたいということでございます。

4つ目は、できるだけ貸すときの手続を簡素化するために、もともとの制度設計でも一筆ごとではなくて、一定のまとまった土地につきまして農地利用の配分計画を機構が作ってやっていくことにしておりますが、ここの実務、特に先ほど御説明した市町村にいろいろ仕事を委託することの関係もございますけれども、機構としてこの利用配分計画は決めることとなりますが、決めるに先立ちまして、あらかじめ市町村にこの計画の原案を作って持ってきてくださいと言うことができるような仕掛けにする方向で検討したいと思っております。これによって公的な市町村がきちんと原案を作るプロセスが入ることになりますし、市町村が持ってきた原案につきまして、最終的な判断はあくまで中間管理機構がやりますので、3つ目に申し上げました貸付先の具体的な選定のルールに即してやっているかどうか、きちんと中間管理機構が責任を持って判断をして、最終的に決めていくこととなりますが、原案の作成は市町村に頼むことができるといった規定を入れる方向で検討したいと考えております。

5つ目でございます。これは中間管理機構の運営委員会でございますけれども、当初の制度設計の中には運営委員会を入れておまして、できるだけ公正な運営ができるようにするという観点で、担い手と言われる大きい農家と第三者に入っていていただいて運営委員会を作ったらどうかと思っておりましたが、ここでも運営委員会についてはいろいろ御議論をいただきました。特にガバナンスが二重になってしまうのではないかと。役員の責任ある決定と、この運営委員会との関与と、この辺が両立をしなくなって無責任な体制になるのではないかと御指摘もございましたので、この際、運営委員会については設置しない方向で検討したいと考えております。後で出てまいります、逆にこの役員体制については、さらにしっかりした体制を作るべく手当したいと考えております。

6点目は先ほども御説明いたしました、機構の事業の委託でございます。以前に御説明した制度設計の考え方では、市町村はさらに再委託ができるということで書いてございましたけれども、再委託を認めますと間接的になって、これも機構のコントロールが十分及ばなくなるのではないかと心配も指摘されましたので、再委託については認めない方向で検討したいと考えております。あくまで委託は機構から委託先に直接委託するという形変えようということで、機構がその委託先をいろいろな形で直接コントロールできるようにしたいと思っております。

7番目は役員の体制でございますけれども、機構が本当に責任を持ってきちんとした仕事をしてもらうためには、この役員のところの体制が非常に重要であると考えておりますので、この機構の役員につきましては前の制度設計にはございませんでしたが、都道府県知事の認可制にしたいと思っておまして、かつ、役員が法令ですとか先ほどの貸し付けについてのルールに違反したときとか、あるいは事業の実施状況が著しく不十分なとき。そういうときは知事が解任を命ずることができるといった規定まで入れて、この役員が責任を持ってこの機構の仕事を進めて成果を上げるという方向で検討したいと考えておりま

す。

8番目は、機構がかなり大きな制度の枠組みの中で裁量を持って仕事をするということになりますけれども、それについて先ほどからも県のコントロールがありますし、その上でやはり最終的には全国で10年間で担い手に8割が集積をし、集約化が進んでいくというのが国全体としての目標になっているわけですので、国が責任を持って取り組む姿勢を明確にする必要があるということですのでございます。

その観点で、この機構に関しまして農林大臣が都道府県に対して、是正ですとか改善の指導ができるという体制にする方向で検討したいと考えております。

9番目も、この国の責任を持った取組ということの一環でございますが、農林水産大臣が各県の間管理機構の事業の実施状況についてきちんと評価を行った上で、特に効率的、効果的に進めている先進的な事例につきましては、それをさらに横に展開していくことの観点で、公表をすることも法律の中に盛り込む方向で検討したいと考えております。

10番目は人・農地プランの関係でございますが、この地域の話し合いをきちんとやりませんと、まとまった農地が担い手に出てこないことになりますので、運動論としての地域の話し合いは極めて重要だと思っておりますが、一方でこの人・農地プランは今、農業をやっている人たちだけのものになりがちなのではないかという御指摘もございました。実際には人・農地プランを作るときに、特に若い新規就農者につきましては、この中に位置付けないと給付金がもらえないこともございまして、相当な人数が人・農地プランに新規就農者は位置付けられておりますし、調べてみましたら、これは全数ではございませんが、人・農地プランの中で企業が既に中心経営体として位置付けられているものも100社以上ございました。全て網羅的には調べられておりませんが、100社以上あることは確実にございまして、現地では企業も含めて人・農地プランが進行していると思っておりますけれども、さらにこの人・農地プランにつきましても新規参入がしやすくなるようにということで、ここにつきましても冒頭の1番目と共通でございますが、農地の集積、集約化と並びまして新規参入の促進というのを、人・農地プランを作るときの関係者の協議事項として位置付ける方向で検討したいと思っております。

人・農地プランを作成する協議のプロセスにできるだけ新規参入しようとする方も参加しやすい状況を作る必要があると思っておりますので、この協議の日時ですとか場所についてはあらかじめ公表するというのも、法律の中にきちんと規定をして、外部の方、新規参入しようという方も入れて、人・農地プランがうまくできていくようにということを留意したいと考えております。

以上、大きな項目として10点程度、以前、御説明しました制度設計の考え方につきまして修正する方向で検討しておりまして、現在その法制的な詰めを行っている状況でございます。

私からは以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、今の農水省様の御説明について御意見、御質問があればお願いいたします。
○長谷川委員 いただいた資料の2ページ目、業務委託の委託先ですが、ここに市町村とその他とありますが、このその他というのはどこを想定されているのかというのが質問の1点目です。

2点目は市町村ですけれども、市町村にパワーですね。事務能力をこなしていくパワーみたいなものがどの程度あるのか。不備だった場合はどうされるのか。そのあたりの考えを聞きたいと思います。

○農林水産省（奥原局長） まず、委託先のその他でございますけれども、ここは特にこの組織という限定をつけておりませんので、能力さえあればどこでも、企業でも当然入るということで、どこがだめということは一切考えておりません。ただ、このページの下に書いてございますけれども、①にありますように、それぞれの組織の行為能力の範囲内ということが当然でございますし、②で実際にどこに委託するかは能力がなければ意味がありませんので、そこに頼めばきちんとした仕事がされるかどうかは機構が判断し、さらに都道府県知事も認可の過程で判断をすると考えております。

もう一点、この市町村に委託したときにパワーがあるかというお話でございました。正直言いまして地方行政、これは県でも市町村でもそうですが、この中での農業についてのウェイトがだんだん落ちていることは間違いございません。市町村の中でも従来は農林課単独であったようなところも、だんだん商工と一緒になったりしてしまっていて、農業についての力の入れ方が弱くなっているところもかなりございまして、これは市町村によってもかなり違うと思います。ですが、人・農地プランの地域の話し合いのところも24年度から市町村中心にやっていたいただいております、ある程度公的なところが中心になって動かないと、現場がなかなか進んでいかないこともございます。マンパワーが十分でないのはもちろんでございますので、市町村が中心となりながら、ここに例えば県の普及員ですとか、あるいは民間の方々で能力のある方にどんどん入っていただいで、総力をあげて農地の流動化が進んでいくようにと、そういうふうに進めていきたいと考えております。

○長谷川委員 そうしますと、1点目のお答えの中の具体的にお聞きしますけれども、例えば農協とか県の農業委員会の関係者とか、あるいは既存の農業の公社とか、こういうようなところはその他のところで想定されているのでしょうか。

○農林水産省（奥原局長） そこも入り得ると考えております。

○長谷川委員 そうだとすると、農業公社について前回、私は質問させていただきまして、回答いただいておりますが、役員構成など見ると常勤、非常勤の中で農協系統の方はそれなりにいらっしゃる。そうすると実質的に地元の農協を中心とした既存の関係者が、この業務を担うことになりはしませんか。

○農林水産省（奥原局長） 前回、長谷川委員からいただきまして資料を出したのは県の公社についての資料でございます。ですから今回、法制度が整備されると、この公社についてはもう一回、体制づくりから始めなければいけないとなると思いますので、役員のと

ころから抜本的に作り変えるということになると思いますが、そこはまず機構としては、県の公社をしっかりと形でもう一回作り直すという話になります。

それと、実際の仕事の中身は、この法律の中でかなり大きなルールは決めます。例えば、これを受ける人については公募までして、それをガラス張りにして公表してしまう。それから、先ほど申し上げましたが、さらに修正しようと思っっているのは、具体的に誰にどの土地を貸すかということについてのルールもきちんと機構が作って、知事の認可を受けてそれも公表するといったことにしますので、いろいろ下準備の段階ではいろんなところが関与するにしても、最終的にはこのルールにのっとっているかどうかをきちんと機構としても判断をすることになりますので、下準備の段階は実務的な能力があればいろんな方にやっていただくほうが、むしろ円滑に進むのではないかと考えております。

○長谷川委員 つまり、私の懸念は実質的に地元の農業関係者が機構の委託先になってしまっ、その決める段階あるいは実務で物事を転がしていく段階で新しい血みたいなものが入らないと、新規参入が結果的に促進できないのではないかと懸念なのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○農林水産省（奥原局長） その点の懸念を払拭するために、ルールや何かをきちんとガラス張りにしたいと我々は思っているわけがございますので、ルールについては濃淡が出るかもしれませんが、誰にどうやって貸していくか。新規参入の促進も法律の中の目的として明示をしますので、そのことも含めてきちんと進むかどうか。最終的にはこの中間管理機構の役員が責任を持って、そこはルールに即しているかどうか判断することになると思います。

○金丸座長 大田さん、お願いします。

○大田議長代理 大きく見直していただいて感謝しております。その上で2点御質問があります。

1つは今、長谷川さんが質問されたことに関係するのですが、農地保有合理化法人の改組であるということですので、保有合理化法人の役員が幹部ですとか、今の形が引き継がれることになると、かなり話が違ってきますので、御説明のあった役員体制。これは都道府県知事の認可制ということですが、これにどういう基準を設けるおつもりか。つまり中立にするための基準はどういうものをお考えかというのが1点です。

それから、機構に対して財政が今度は投入されますので、このPDCAはどんな具合になさるかということ、2点お願いします。

○農林水産省（奥原局長） まず、県の今の公社の改組。全ての県で改組で済むかどうか正直言うとわかりません。今回かなり制度設計を変えましたので、特に役員体制や何かについてこれだけ規定を整備しますと、今のままでそのままスライドできるかというのはかなり疑問になってきます。そういう意味では中にはもう一回、体制整備を一からやり直さなければいけない県も出てくるかもしれませんが、そのときにこの役員選任というのは非常に重要なポイントだと思っっているのです。

これはいろいろ法制度の前例を我々も見ながらやっておりますが、例えば特殊会社がござえます。政府の公庫ですとかああいったものがござえますが、ああいう制度のときには株式会社の制度ですから、役員や取締役が会社法に基づいて選ばれるという前提で、この取締役について国の認可手続を入れるという形で能力を担保するというをやっております。ですから基本的には、この役員について知事の認可制を入れることによって、これは知事のほうがある意味責任を持つことになりますので、そういう形で担保すればいいのではないかと考えております。

具体的な能力だとか、そういうものをどこまでかけるかということもございまして、ここはさらに内閣法制局とは相談をしているところでござえます。

金を投入したときのPDCAサイクルでござえますが、これは非常に重要なポイントだと我々も考えておりますので、事業計画ですとか収支予算ですとか、これは機構がきちんと作っていただいて、これについては当然、知事の認可もかかります。それから、1年たってみたところで事業の報告書もできますし、収支決算書もできます。これも知事への届出が当然ありますし、これはみんなデータとしてオープンにします。その上で、さらにこの機構として1年やってみて、実際の政策としての成果がどういうふうに出たか。地域の中の担い手の農地の流動化がどのくらい進んだとか、集約化がどのくらい進んだとか、それにかかったコストがどのくらいだったかということもルールを決めて、オープンにさせていただくプロセスをきちんと法律の中に入れていきたいと考えております。

これについて、1つは機構の中にも事後的にチェックをする第三者の評価委員会みたいなものを置いたらどうかと考えてございまして、中でもチェックをさせる体制も作りますし、公表されますので、あるいは県に報告されたものは国のほうにも当然とりますから、それについては国のほうで1件ごとに機構の状況がどうであったか全部チェックをして、これについて評価をします。評価をして、必要な場合にはこうしろということも当然国から言いますし、先ほど申し上げましたように、県に対して是正改善の指導ができるということにもしますし、うまくいっている事例、少ないコストで成果が上がっているような事例、こういう工夫をすると他の地域でうまく進みそうなケース、そういうものについては国のほうから、こういうやり方でうまくいっているところがありますよということもどんどんオープンにして、これが横に広がって行って、47都道府県の全部のレベルが上がるような体制もきちんと作りたいと考えております。

○金丸座長 渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 今の御説明をお伺いしていると、この農地中間管理機構が国の政策目的を達成するための組織である。先ほど局長から御説明いただいた論点の8番目と9番目に関係するところなのですけれども、それを考えていくと先ほどのお答えの今回の合理化法人の改組だけでは済まないかもしれないということを鑑みると、むしろ機構というものは全国で1つだけ作る。そうすると各都道府県にガバナンスを任せて、そこからまた各都道府県ごとのレビューでいろいろ懸念が出ているような、本当にこれが各県ごとにうまく進

むのだろうかというところは、かなり減るのではないかという気がいたしました。そういったことは考えられないでしょうか。

○農林水産省（奥原局長） それは我々も考えたことではあるのですがけれども、実際の実務がそれとうまく動くかどうかということなのです。47都道府県ありますし、今回10年間で担い手のところに農地利用の8割を持っていく。現在5割まで来ていますけれども、これを8割に持っていくためには140万ヘクタール、この10年間で農地が担い手に動かなければいけないのです。全国に農地は450万ヘクタールぐらいありますが、このうちの140万ヘクタールが小さい農家から担い手農家に動く。この面積というのはものすごい面積なのです。東京23区の面積の23倍ぐらいの面積を動かすという話になりますので、どこか1カ所少し動いたという話ではなくて、全国で相当な面積が動いていかなければいけない。

これを全国1カ所の機構でもってきちんとコントロールできるか。例えばいろんなところで利用配分計画の案を作って、市町村が全国一本の機構に持ってきたときに、これはきちんとしたルールにのっとって判断されたものかどうかというチェックが全国一本の機構でできるかという、これは非常に難しいと我々は思っております。これまでの人・農地プランの実際の状況を見ても、うまくいっているところは県がきちんと旗を振っています。実務は市町村中心なのですが、県の姿勢が、特に知事の姿勢が農業について本当に構造改革を進めなければとか、そういう思いできちんと県が旗を振っておられるところ。県の普及員の方が現場に市町村のところに入り込んで、農家の話し合いのところに入り込んで、こうやったらこの地域はもっとよくなりますよねという話をやっているところがうまくいっているということがございますので、全国でこの成果をあげるためには私はこの県段階に機構を1つ置いて、県知事と当然タッグを組むことになりますが、県のイニシアチブを発揮させながら、市町村の実務をうまく動かしていくというのが現実的ではないかと思っております。

○金丸座長 本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 質問と意見と懸念と4点ほど申し上げたいと思います。

一番懸念しているのは、人・農地プランを法制化するというところにあります。中心経営体というのは話し合いで決めたものを法律でオーソライズする。それはどうも納得いかないのです。つまり認定農業者であれば、資格と条件とを満たす言わば規律があるわけです。それに対して中心経営体という、みんなで話し合ったものを法律でオーソライズしていく。そうした場合に行政はどういう責任をとるのでしょうか。話し合いですから誰がなってもいいわけです。ですから、そこに対して文句は言わないわけです。地域で話し合っ出てきた人たちをオーソライズしてお金をつけていく。行政の責任の所在が私にはわかりません。ですから、法制化については相当慎重に行ったほうがいいのではないかと思いますので、質問としては行政の責任をどうとるのか。誰がなってもいい、しかも資格も条件もつけないことに対して行政がどういう責任をとるか。それが質問です。

懸念のほうは、現在、人・農地プランで一体化として行われている農協の地域営農ビジ

ョンというものがあるわけです。それが人・農地プランと一体化して進めている。これは法制化すると農協の地域営農ビジョンを格上げして農協の運動体といいますか、そういうものを法制化してしまう。そこもいかなものかという気がいたしますので、これは懸念です。

したがって、これまで失敗してきた農地集積の点を、地域営農ビジョンそのものを否定する気はないのですけれども、それを法制化することによって同じ失敗を繰り返す懸念が非常に大きいということを申し上げておきます。

3番目は農業委員会で、表の評議員からは消えたわけですが、これまで質問が出ましたように、特に機構の役員の中で入ってくる可能性が非常に大きいわけです。農業委員会については農水省のほうも、今の制度そのものをいいとするわけではないという発言をいただいていますので、見直しが必要であるという組織の関与というのはできるだけ排除したほうがいい。そこが担保されていない気がするのです。ですから、農業委員会は従って各都道府県の機構に任せるんだと。だから農業委員会あるいは農協が入ってくる可能性は排除しないことになるでしょうけれども、そういう形の役員要件でいいのかどうかというところに質問というより懸念です。

これだけの懸念がある中で、機構はいきなり法制化によって傾いてしまっているのかという疑問がずっとあるのです。やはりしばらくは試行的に行ってみて、その成果を確認してから法制化するということでも、決して遅くはないのではないかと気がするのです。特に人・農地プランの法制化に対して懸念を持っているのですけれども、機構についてももう少し試行的にやってみて、これでいけるんだということが確認されてから法制化ということでも決して遅くないし、むしろ修正の可能性あるいは改善の可能性を考えたときには試行的にやってみて、それからきちんとかためていく、改善しながらやっていくことが重要なのではないかと個人的には思っています。

以上です。

○金丸座長 では、奥原局長、お願いします。

○農林水産省（奥原局長） それでは、順次御説明いたします。

まず人・農地プランですけれども、地域でまとまって農地が出てくるようにしなければいけないというのは、かなり重大な政策的な要請だと我々は思っているのです。今回、最終的には担い手のところに農地が集まる。それから、できるだけ面的にまとまった面積、要するに集約化されたように使えるということですが、これには土地がきちんと出てこない、その方々に土地が集まっていかないことになります。

実際には戦後の農地解放の後、非常に零細な小さい農家の方々がいっぱいできて、現在でも大きい農家はかなり増えてきましたけれども、一方で小さい農家の方々がいっぱいいる。かなり高齢でいらっしゃるのも事実。この方々はすぐに土地を売るか、あるいは人に貸すかということをするかということ、そう簡単ではないのです。やはり自分の所有には相当こだわっていますので、この農地が円滑にこの担い手の方々のところに流動化する。そ

の条件をきちんと作っていかないと、目指している政策の方向性にたどり着かないことになります。

そのために、地域でもって話し合ってもらって、自分たちの地域の将来の農業の展望を開くためには、こういう大きい経営体のところに農地をだんだん集めていくしかないですよという機運をきちんと作ろうとしているのが、この人・農地プランなのです。この話がきちんと進んでいかないと、いかに受け手のほうが立派な方々がいっぱいいても、その方々に農地が集まっていかないとになります。企業で参入されたところもそうですし、専門委員で入っておられる担い手農家の方々も、自分のところに農地を集めるためにこれまでも相当苦勞されていると思います。個別に話に行ってもなかなか貸してくれないというケースがいっぱいありますので、そういったところをきちんと土地が出てくるようなベースを作るのが人・農地プランの話し合いでございますので、これはこの際、法制化をしなければ、今回の機構の仕事がうまくいかないという話になってしまうと考えております。

この中心経営体が認定農家とは違って、あまり大きくないところも入ってくるのではないかというお話がございました。そういったところまでメリットをつけるのかというお話もございました。これは冒頭のところで1回目に御説明した資料の中にも入っておりますけれども、中心経営体で決められたとき、メリットをつけているのは中心経営体になった方の中で、認定農家でもある方についてはスーパーL資金について、公庫の資金について5年間無利子にするというメリット措置が入っています。中心経営体になるというだけでは、このメリット措置はつかないことになっているわけですし、中心経営体に位置付けられたとしても、その方々にどこまでメリットをつけるかは、これはそれぞれの政策判断できちんとやっていくことになります。

多分、誰に、どの土地を貸していくか。このルールを作って知事の認可を受けて公表するということを申し上げましたけれども、このルールの作り方と関係いたしますが、中心経営体は場合によってはそれほど大規模な経営でない方も入ってくるかもしれません。だけれども、土地を実際に誰に貸すかという優先順位をつけるときに、それはほかに大きい方がいれば、あるいは効率のいい方がいれば、そちらということも当然あり得るわけです。これは機構の段階でもってルールを作っていただくことになりますけれども、その1つのベースのところの候補者として、この中心経営体になるだけですので、そういう意味では公募に応じられた方もいろんな方がいらっしゃると思います。その中できちんと見ていかなければいけないことになりますので、そこは基本的に同じではないかと思っています。

2つ目ですけれども、確かに農協がやっている地域営農ビジョンというものがございます。これは人・農地プランとは一線を画しております。我々は通達でもって人・農地プランをやっておりますが、これはあくまで市町村に作っていただくということで明確にしておりますので、農協が作ったものを人・農地プランにすることはありません。ここは意識して線を引いて我々はやってきております。農協の場合にはどうしても農協の自分たちの販売の都合とか、いろんなことがありますので、地域農業全体としての公的な在り方のと

ころの議論になりません。そういう意味で我々は農協の地域営農ビジョンと人・農地プランは別物としてきちんと整理をして、これまでも進めてきているということでございます。

3つ目は農業委員会でございますが、まず機構の役員について例えば農業委員会のメンバーの人はだめですよとか、こういう規定を置くのはいかがなものかなと思っておりまして、これをやっていきますといろんな人について入れるか入れないかということを書き添えていかなければいけないこととなりますが、これは實際上、非常に難しいことだと思います。実際これは機構が役員を誰にするか。知事の認可を受けるときに知事とも当然相談しながらだと思えますけれども、この機構が本当に政策目的を達成することができるかどうか。それにふさわしい意欲と能力のある人物をちゃんと選んでくることに尽きるわけですので、農業委員をやっているからその人が絶対だめだという話でもないと思えますし、そこだけ法律に書くというのはできないことだと考えております。

農業委員会、私は前回もお話いたしましたけれども、現状の農業委員会が全く問題ないと思っております。ですから、今後この規制改革会議でもいろいろ御議論になるのかと思っておりますが、現在の農業委員会が市町村の独立行政委員会として存在していることは間違いありませんし、農地法に基づくいろいろな事務を農業委員会が法的に担っていることも事実でございます。これにつきまして、現在の権限を拡張していくつもりは全くございませんが、現在の権限の範囲内であれば、それはこの機構の仕事について相応の関与をすることは当然あり得ることと思っております。仮にこの規制改革の御議論の中で、今後この農業委員会について、ここはこういうふうにすべきだという御議論があれば、その時点でこの機構のスキームについても見直しをしなければいけないことになる話だと私は理解しております。

4点目として、法制化しないでまずは試行的にやってみて、それからすればいいのではないかとございまして、10年間で担い手に土地8割ということは戦略目標としてきちんと決めたわけでございますし、これに弾みをつけていくということがないと、ずるずる10年間を無駄に過ごすこととなりますので、これはぜひ、臨時国会で法制化をしたいと考えております。

○金丸座長 大臣、お願いします。

○稲田大臣 今の本間専門委員の意見に関連してお聞きしたいのですが、8月22日から随分変わって、それは感謝しています。当委員会の意見を入れていただいたのだと思います。その中で8月22日に奥原局長の説明の中で、農地法3条の許可を要らないようにすることのかわりとはおっしゃいませんでしたけれども、農業委員を運営委員会の中に入れないと法制局からだめなんだと言われたから、農業委員を入れるということをおっしゃったのです。それと今日の今の本間専門委員の御意見、また、奥原局長の今のお答えだと、農業委員を入れなくてもいいということになるかと思うのですが、その点はどうか。

○農林水産省（奥原局長） 運営委員会については見直したいと考えております。役員を

どうするかは特に何も書きませんので、農業委員を入れる入れない、どちらも書きませんから、これは能力次第となります。

ただ、実際の機構の運営において、農業委員会というものが法律にどこまで出てくるかは別にして、実態上も何も関係ないかということ、それはそういうことではないと思っております。

例えば先ほど申し上げました農地利用配分計画を機構として決めるわけですが、この原案を市町村が作って持ってきてもいいことにいたしますが、このプロセスで市町村の中の1つの組織として農業委員会もございますので、そこは市町村の通常の市長部局と農業委員会が相談することはあるかもしれません。そういった意味で農業委員会が従来からやっていた仕事の範囲内で事実上、関与するような話はあると思っております。○稲田大臣 農業委員会を関与させなくても、3条との関係では大丈夫ですねという確認ですが。

○農林水産省（奥原局長） そこについては、これはまだ内閣法制局と議論が続いているところではあるのですが、そういう形での農業委員会が積極的に関与して決めなければいけないという話には、ならないで済むのではないかと考えております。

○金丸委員 滝さん、どうぞ。

○滝委員 奥原局長からのお話を聞き、8月22日にいろいろ意見が出たものに対して大きく進んだのは大変うれしく思っております。これは誰もが成功させたい、成果も出したいわけですが、各県の首長も選挙で選ばれており、それぞれの地域の特性というのは相当異なるものと思います。そういう意味では、9番目の評価を横へ波及させていくといいますか、成功事例を徹底的に分析、また、評価やそれを生かした中でのサジェスションまで行なうというのは、このところに大変に興味を感じている1人でございます。待機児童の問題でも横浜市の成功事例は他への影響が大きかったと思うのです。

今回は、国をあげて何とかしたいという人たちも多いわけで、おそらく県によっては非常にユニークなおもしろい成功事例を出してくるような気がいたします。それを徹底的に検証し、評価し、それをまた公表して、あるいはまたそれをもとにサジェスションしていくところが、実質的には意味が大きいのではないかと思います。ぜひ成果が出るように取り組んで、農林水産物と食品の輸出5,000億円を1兆円という目標ではなくて、アジア圏の富裕層1億人を中心のターゲットとして10兆円ぐらいを目指したらどうかと思うのです。オランダが7兆5,000億円くらい輸出しているわけですから。そういうような産業になる要素を持っているという意味からも、早く具体的にアクションをして、そしてそれぞれの地域での成功事例を徹底的に分析して、横につなげていくことが必要ではないでしょうか。奥原局長、農水省にはこのスピードのまま頑張っていただきたいと思っております。

○金丸座長 林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

8月22日以来、10項目も変更していただいたということで大変感謝しております。

その上で4点、申し上げたいと思います。

今回の改革が本当に最後の手段だということで、効率的に結果がでるようなことを皆様は期待していらっしゃると思います。その意味で、過去の負の遺産をこれで固定化するようなことがあってはならないと思います。

まず第1点が農業公社、農地保有合理化法人です。これが改組で済むか疑問と先ほど奥原局長はおっしゃられたのですが、改組で済まない場合に存続するのか、廃止するのか。私としてはこの際、公社は廃止するということを明記すべきではないかと思います。

先ほど渡邊専門委員から、全国で1つで足りるのではないかという御意見がありまして、私もおかねてよりそのように思っております。それに対してかねてより奥原局長からは、実務が動かないということで御説明いただいております、私もそうなのかなと思っております。

ただ、本日の資料1の2ページに「農地中間管理機構の業務委託について」という表がありまして、この中で機構が他に業務委託できないという×印のところは、ほとんど決定などにかかわる部分でありまして、それ以外の、市町村中心で、また、県の普及指導員などが入って行うという部分は委託できる部分でありますので、そのために果たして各県ごとに法人まで必要なのか。県のチェックを入れるにしても知事のコントロールを効かせるにしても、それは法人を作る必要までではないのではないかと。もし農地中間管理機構が、農地保有合理化法人（農業公社）の看板の掛け替えで済むということになりますと、メンバーは変わるにしても常勤役員77人、非常勤517人、職員1,611人という、これだけの人的なコストを引きずったままということになりかねませんので、そこはぜひ合理化法人を合理化していただきたいと思います。

2点目です。受け手の選択は、先ほどの資料の1ページのフローチャートによりますと、3つのルートがあるようでございます。1つが認定の業者、2つ目が中心経営体、3つ目が公募ということです。認定農業者のメリットは公庫のスーパーL資金の提供が得られるだけということですが、ところがこれは減反に協力していないと公庫の返済を迫られるといった状況が、前回の規制改革会議のころから全く変わっておりません。過去の負の遺産を固定化しないためにも、この際ぜひ見直していただきたいと思います。

3点目は出し手の問題です。奥原局長からも、これは人・農地プランのような協議をしないとなかなか出し手から出てこないとおっしゃられました。確かに実態はそのとおりなのかもしれません。であるとすれば、なおさら出てこないことになっている理由を取り除いていくことが必要であると思います。

その1つは、いわゆる戸別補償。今年の概算要求では経営所得安定対策ということで7,186億円も要求されております。これは何と民主党政権下での戸別補償の6,901億円よりもさらに増えているのです。本来この再興計画では見直し、つまり廃止にするはずだったものが、なぜ増えて概算要求されているのか。国民に対していろいろな面での負担を迫る中で、農水省の予算2兆6,093億円のうちの約3分の1を占めるこのような経営所得安定対

策という名のもとでのばらまきが継続、むしろ悪化しているということでは、これは出し手が出すインセンティブを失わせる方向になっていますので、ここはぜひ、もちろん政治マターなので政治にお願いする部分もありますけれども、絶対に戸別補償というのはやめなければいけないと思います。

4点目ですが、農業委員会について現在の権限の範囲の点で、法律には書き込まないけれども、実際に関与していくであろうというお答えでございました。そのとおりなのだと思いますが、その機能は既に1ページのフローチャートの中に人・農地プランの作成のところに埋め込まれているのではないかと思います。また、この人・農地プランですとか農地台帳の作成のために100億、何十億という予算がそれぞれつぎ込まれておりますので、そういった意味でも農業委員会にはしっかりお金がいくシステムになっておりますし、関与もしていますので、これ以上、今回の新しい中間管理機構のシステムの中で、農業委員会の働く場所をふやす部分はないのではないかと考えています。

また、農地利用配分計画の作成において、市町村に委託する中で市町村が農業委員会のメンバーを使うということは実際あるのだと思いますので、その中で関与するという程度で足りるのであって、役員に入れるようなことは不要であると思います。

以上です。

○金丸座長 奥原局長、ポイントを絞って、やりますとかやりませんか答えてください。

○農林水産省（奥原局長） まず1点目ですけれども、従来の農地保有合理化法人の規定は消しますので、消した上で中間管理機構というものを新たに書きます。当然、いつ移行するかという経過措置の部分はありますが、従来のものは消えることになります。

2点目ですが、受け手の関係で認定農家につきまして減反をやっているという条件がついていたという話ですが、現在はなくなっています。これは22年に所得補償を入れたときにこの要件はやめていますので、現在は減反に協力しなくても認定農家になれる仕掛けになっています。

3つ目が所得補償、現在は自民党政権に変わってから名称が変わりまして経営所得安定対策と言っておりますが、とりあえずは政府与党での議論がまだ終わっておりませんので、従来、民主党時代にやっていたものをそのままスライドさせていますし、今度の予算要求の中ではまだ議論が終わっていないということで、25年度と同じ数字を仮置きで置いている状態です。この11月ぐらいにかけまして、政府与党でこの所得補償をどうしていくかという議論を本格的にやっていくことになっております。その中で御指摘いただきましたように、この7,100億円というのは昔からありました、担い手に絞ってやっている畑作物の直接支払いですとか、全体の収入が下がったときのセーフティネット、こういったもの全体を含めた数字ですので、特に民主党の始めたばらまいていると言われているものは、米についての所得補償なのです。これは大体予算で1,500億円ぐらい。これの扱いをどうするかということが、これから11月にかけての大きなポイントになってくると思っております。

当然この農地の中間管理機構は、農業の構造改革を進めることを大きな方針として出し

ているわけですので、農業対策全体について整合性がとれるように、この予算編成プロセスの中できちんと議論していきたいと考えております。

4つ目ですけれども、農業委員会の関係ですが、これは今の権限を越えたようなことを法律の中に書くようなつもりは全くございませんし、先ほどから申し上げておりますように、市町村段階で事実上、市町村の市長部局と農業委員会が協議をすることは当然ありますので、できるだけそういう範囲で円滑に従来の枠内で仕事ができるようにということを基本に、最後の調整をしていきたいと思っております。

○金丸座長 松本専門委員、大変お待たせいたしました。よろしく申し上げます。

○松本専門委員 いろいろ手続論とか戦術論は非常に分かるのですが、国として10年後、20年後このままいくと農地が大変なことになるということであれば、そのシミュレーションを明確に出すべきだと思います。それと、市町村にそれが全然行き渡っていません。人・農地プランで地域で話し合っていたとこのことを言われていますが、実際に私どもが進出しているエリアでは全く議論もされておらずに、我々は呼ばれたことすらありません。中心経営体としてのポジションも非常に高いということで県からも評価はいただいておりますが、一番厄介なのは地域でやられるとか自治体でやられるときに、実はネガティブキャンペーンを暗躍でやられるのです。要はコミュニティの中であそこには貸すな、あそこには来させるなというようなことを言われてしまう。これは実際に起こっているわけです。これについて我々は農水省に対してもかなり報告はしているはずなのです。

それと、実際に貸し付け枠が機構の中で決まったということで、我々がそれに応募したというときに、地元の生産者が優先されて我々は排除されてしまった。トラブルが起こったといったときに、我々はどこにそのクレームを申し立てればいいのかということです。当然いろいろこじれてくれば、これは自治体を相手にすればいいのでしょうか、知事でしょうか、国でしょうかという話になるわけです。先ほど言われたように国が責任を持ってやるということであれば、我々が相手にするのは国ということになってしまいます。そのあたりは明確にやっておいていただきたいと思っております。

それと、認定農家の議論が先ほどからありますけれども、スーパーL資金が使える。実際に我々はスーパーL資金を過去に公庫に対して借りに行きましたが、全く貸してくれません。何のための公庫なのでしょう。そのあたりの整理はまずやっていただかないと、聞いているとそういうことが常にきちんとできているという前提で議論が進んでいきますけれども、実際、我々のように生産現場で必死にやっている人間は、かなり割を食っているという現実を捉えてからやっていただきたいと思っております。

機構の契約なのですが、契約期間は大体どのくらいの期間なのでしょう。そこについては明確にお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○金丸座長 では、お願いします。

○農林水産省（奥原局長） まず、問題があったときにどこに苦情と申しますか、不服を

申し立てるかという話になりますけれども、ここについては利用配分計画を機構が作って、これは県知事が認可することになりますから、知事の認可に対して行政不服審査法に基づく申し立てをすることになります。その後、訴訟というケースも当然あるかもしれませんが、一時的にはそこは知事に対してやっていくことになると思います。

スーパーL資金を全く公庫に行っても貸してもらえなかったという話ですけれども、ここはちょっと我々のほうでも後で調べさせていただきますが、実際に毎年1,000億円ぐらいの金が公庫からスーパーL資金は出ていますので、多くの法人経営とか大規模な家族経営がこれまで経営発展する過程で一番役に立った政策は、多分この公庫のスーパーL資金だと私は思っております。個々にはいろいろあるかもしれませんが、よく調べさせていただきますと思います。

農地を貸すときの契約の期間ですけれども、これは一律に全て決めてしまうということではないと思いますが、できるだけ機構が借りるときの期間は長いほうが良いと思っております。安定的に他の担い手のところに転貸できるような状況を作るために、長く機構が借り受けるという形が望ましい。特にいろんな条件整備をすることになれば、ある程度の期間、貸していただかないと、これは金を投資するだけの価値も出てきませんので、できるだけ長く貸していただく。実際に農家のほうに対して、担い手に対して貸し付けをするときにどうするかということですが、ここは理想的な姿になっているのであれば、本当にある担い手の方がまとまった面積を使えるという形でお貸しできるのであれば、その期間は長ければ長いほうが良いと思います。ですが、一遍にそんな理想的にはならないかもしれませんが、5年ぐらいまずこれでやってみて、その後もう一回リシャッフルをして、もっと集約化された形にしようというケースも地域によってあり得ますので、その場合は短い期間で決めていって、そこでもう一回見直すこともあると思います。その辺は現場で弾力的にできるような形を考えていったほうが良いかなと思っているところでございます。

○大田議長代理 ちょっと確認させてください。

機構であるとか人・農地プラン。なるべく新規参入者を促すということだと、農地情報というのは1カ所ログインするだけで全国どこでも見られるようにすべきだと思うのですが、農地台帳が全国どこでも見られるようになるのかどうかというのが1点です。

2点目は聞き漏らしたかもしれないのですが、機構が業務を委託するときは入札を行うのですよねというのが2点目です。

○金丸座長 お願いします。

○農林水産省（奥原局長） 農地台帳の情報化の話は、現状では1カ所で見られるようにはなっておりませんので、今度法制化をして、しかもそのときに電子地図まで作ってということにしますので、これは一元的に見られる方向で、これは金丸座長のいろんな御指導もいただきながら、我々はよく工夫をしていきたいと思っております。

2点目の委託するときですけれども、入札を必ずやるということまで決めておりません。ここはどのくらいのところが手を挙げるかということもありますので、状況を見なが

ら判断をしていくことになるかと思いますが、たくさん出てきて、選り取り見取りというような状況になれば、これは入札ということもあり得るのだと思いますけれども、そこまで現場の状況がまだよくわかりませんので、そこも含めて検討させていただきます。

○金丸座長 それでは、議事を進行させていただきたいのですけれども、今までは8月22日以降、農水省で再検討していただいたことについて御説明を聞いて、それについて質問をしてまいったのですが、これからは事務局で考えていただいている論点をさらにここで披露していただいて、農水省の方々に残っていただいて、先ほど専門委員の皆様の中でも御質問とか御意見を全部反映できていませんので、またその中で改めて皆様の御意見を頂戴できますでしょうか。

それでは、事務局、中原さんお願いします。

○中原参事官 それでは、お手元の資料2を御覧いただければと存じます。

ここに記載させていただいておりますのは、これまで規制改革会議での議論ですとか、事務局に寄せられた委員の皆様からの意見の概略をまとめたものでございまして、本日も御意見を頂戴しておりますので、十分なものになっておりませんので、またこれは本日の議論を含めて加筆修正をさせていただきたいと存じます。

それから、本日、農水省の局長に御説明いただいたところに基づきまして、必要な修正があるところはその修正をすることも視野に入れて、また検討していただければと存じます。

まず最初に「1. 機構の組織について」ということでありまして、まず全体の仕組みについてでございます。

1つ目の○は、新規参入者を含めて地域が一体となって機構の活用によって農地の集積、集約を促進することを、人・農地プラン等の施策も含めて関係者の共通認識にすべきではないかという指摘でございます。

2つ目の○は、本日の御提案でどの程度払拭されたかというのは、また当ワーキング・グループも含めて御評価いただきたいところですが、組織・機能が階層的あるいは機能が重複しているため、問題の解決に時間がかかり過ぎるとともに、責任の所在が不明確なのではないかという御指摘。

3つ目に、政策目標の実現が順調に進んでいないときについて、国としてその方針を把握し、自治体、機構に対して何らかなコントロールをすべきではないかという話。

4つ目は、都道府県が機構の主体を指定する基準を明らかにすべきではないかということで、本日の先ほどの議論ともかかわりがあるところかと存じます。

委託できる業務と委託先選定基準を明確化すべきではないかというご指摘ですとか、委託先を決めるに当たって入札で選定すべきではないかという御指摘。受け手希望者の選定にかかわる業務、委託先などを決めるときに、かかわる業務を利害関係者に委託することは中立性の観点で問題ではないかという御指摘がございます。

次に、農業委員会の関与しない仕組みを構築すべきではないか、あるいは既存の類似制

度の合理化、役割の明確化、整理を図るべきではないかという御指摘でございます。

運営委員会については、本日、抜本的に検討するという御指摘がございました。そうしますと、ここは新たな記載になるかと思えますけれども、運営委員会で従来担おうとしていた機能がどこに行って、それがどう評価されるかという問題が残るものと存じます。

2 ページ、次に農地の出し手についての御指摘でございます。

利用されない農地に国費が投入されるリスクをどう防止するか、農地で利用することが著しく困難という記載が条文にあるところの基準を明確化すべきでないかという話。受け手のニーズのある圃場を十分に踏まえて借り入れることとすべきではないか、また、いかなる農地を国費を投入する圃場整備対象とするかの基準を明確化すべきではないかという御指摘をいただいております。

さらに、農地の滞留を防止するために賃貸借契約を解除することもあるんだということでございましたが、その基準如何という御指摘でございます。

出し手への財政措置のあり方ということで、農地が公共性のある国民の共有財産であるとの認識を踏まえて、補助金等で誘導するだけではなく、所有者みずからが農地の適正な利用を確保する責務を自覚するための厳正な対処を組み込むべきではないかという御指摘。

耕作放棄地を機構に貸し出した地主に対しても、出し手に対する支援措置を給付するならば、現在の制度と比して不公平感、モラルハザードを生じさせるのではないかという御指摘。機構が農地を返還する際に、現状よりも価値の高まった農地の有益償還義務を免除する仕組みとすれば、所有者のモラルハザードを助長させるのではないかという御指摘でございます。

農地の受け手についての御指摘で、本日も出ておりましたけれども、人・農地プランについて参加機会を広く発想を取り込むための新規者に対する参加機会を確保すべきであるということ。それから、これが事実上の認可基準となるのは不当ではないかという御指摘。

今日も御説明があったのですけれども、公正な貸し付けルール。貸付先の選定に当たっては、貸付希望者の公募の実施を必須とすべきではないかという御指摘。本日の御説明ですと機構が作って県が認可するということがあったかと思いますが、貸付先を決定する具体的なルールを明確に規定することとすべきではないかという御指摘がございました。

農地のリース料について、納得感の得られる水準にするためのルールを設けるべきではないかという御指摘。本日もいただいたところでございます。

耕作放棄地対策については、一旦圃場を整備した土地がまた戻ったときに、再び分散した農地になったり、耕作放棄地とならないような仕組みが必要ではないか。さらにその稼働力が落ちるようなことがあってはいけないのではないかという御指摘もございます。

その他につきましては、先ほど大田議長代理からも、従前、座長からも御指摘がありましたように、農地台帳の整備に関して1カ所ログインすれば全国見られるようにすべきではないかというお話ですとか、リース期間に係るご指摘がございました。

中長期的な課題として、農業委員会の役割の抜本的見直し、農政における農業の位置付け、戸別所得補償制度を含めた補助金全体の効率化・合理化の話等々をいただいております。

概略でございますが、以上でございます。

○金丸委員 それでは、田中専門委員、意見を。

○田中専門委員 先ほどのところと、今、論点を御説明いただきました。正に論点もこのとおりだと思いますし、今回の中間管理機構の制度設計そのものも本当にこれが機能するのであれば、素晴らしいだろうと思うところがあります。

反面、非常に大きな懸念を抱く部分もあります。それは何かというと、農地を集約、集積するという手段は達成できるかもしれない。でも、本来、夢があり、本当に成長を促すような産業になるという目的からは、遠ざかってしまう可能性もこの中には非常にあるのではないかと考えています。

どういうことかということ、今回2ページのところにあります借受け決定、条件整備を行うことの決定、リストの作成、公表、原案作成、利益配分、計画の決定。決定が全てこの機構にあるわけです。これまで農業界の中で自助努力もなく規模を拡大できてこなかったわけではないと思います。その中には自分たちの努力でやってきました。その先に夢があり、成長するという実感があるからです。もしこの二重になったガバナンスを外すことで、より支配力が強まったときに夢がなくなり、そこにチャレンジをする成長を自分たちがさせていくんだということが非常に制限されてしまうのではないかと。

今、農業界の中にも若者たちが既に海外に農場展開している優秀な若者たちがたくさんいます。彼らはこの決定というところに一切関われないからなのです。これがもし、優秀な若者たち、もしくは若者でなくても結構だと思えます、農業の担い手たちがどんどん海外に出て行った場合、他産業で起こってきた産業の空洞化とこれは何も変わらない。もしかしたら、私たちは農業という産業が地域を守り、地域を支え、これからの地域を本当に作っていくものだと思います。

今回この決定をするというところが、実際にやるプレイヤーたちに何ら関与ができない。そこは担保ができなかったときに、本当にこれは機能するのだろうか。これまで例えば機構にしても市町村にしても、このような仕組みはありました。もしかしたら、これは失礼な発言になるかもしれませんが、この決定の一手手前の戦略策定に問題があったのではないかと。もし今、これがこのまま機能するのであれば、既に農業や地域は変わっているのではないだろうか。そこをすごく感じます。

今までは答えがあるところに向かって頑張っていけば産業は成長してきたのだと思います。成熟化をし、答えがわからない中で経営者の人たちは予測と決断をするという仕事をしてきたのだと思います。それも1回で正解に近づくわけではなく、予測をし、決断をし、PDCAを回しながらマーケットもしくは地域の社会的な要請に対する答えに近づいてきたのだと思います。

この今回の機構や市町村を含めてですけれども、決めたことをPDCAを回しながら本当に変化に対応していく。強いものでも賢いものでもなく、変化に対応して生き残っていくというところは、もしかしたらこういう組織は最も今まで苦手としてきたのではないか。そのときに、では素晴らしいリーダーがいたときには、その地域が素晴らしくなる。でも、そうではないところがある。では、この決定ということが担保されない。現場の人間たちが担保されなくなったときに、ではどういうふうにしていくのか。ここは非常に私たちプレイヤーとしては夢がなくなり、ここでチャレンジをしようということがなくなってくる。そうすると、おのずと現在でも起こっていますけれども、海外にどんどん展開をしていくことになっていくと思います。

当然、過去の歴史からもこういった決定に対する支配力が強まれば、産業が政治的な動きによって作用されます。少なからず私たちはそういう中で先ほどのネガティブキャンペーンの裏側には、やはりいろいろなことがあるのが事実です。それに左右をされていく。これは正に日本が改革をしてこようとしたことと逆行する部分でもあるのではないか。この決定をしていく、ここをどういうふうに担保してくれるのかというのは、産業としてもう少しだけ議論をさせていただきたい部分になってきます。

平等のものと不公平ほど夢がなく、成長を促さないことはないということは、多くの場面で証明をされていると思います。細部のいろいろな仕組みは非常に便利になります。確かに加速はさせるかもしれませんが、根本的な予算権、人事権がない中でイノベーションは本当に起こるだろうか。懲罰はいろいろなものを正したり、整理はするかもしれないけれども、何か価値あるものを本当に生み出すだろうか。農業がそんな産業になるだろうか。そこは非常に危惧をしている部分であります。そこについて何らかの本来、議論がもう少しだけできたら、農業が本当の意味で夢があり、成長していける産業になるかもしれないと感じています。

○金丸座長 田中専門委員の問題提起は、中間管理機構に決定権があるのがいけないということですか。

○田中専門委員 いけないということではないですね。それがすごく機能する場合もあれば、そうではないときに地域そのものが崩壊していくことを招くかもしれないと思っているのです。人事権と予算権があったときに、その地でやる、農業を産業として捉えた場合に、身動きができない。その中で何ら自由が与えられないときに優秀な人ほど地域からいなくなってくる。そういうことが起こりかねないのではないか。中間管理機構の、そういう意味で決定をする機能をもう少しだけ議論していきたいということです。

○金丸座長 この決定をする決定権が誰にあるか、どこにあるべきかということが問題なのですね。

あと、お話の中に前回の本会議のときも、器とかよりも、戦略を立てた責任はどこにあるのかという問題指摘もあったように思ったのですけれども、それは両方とっていいですか。

○田中専門委員 戦略策定と決定、正にそこだと思います。

○金丸座長 他に御意見ございますか。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 今の部分にも少し関連するところなのですが、先ほど私が質問したことに答えていただけていないのですが、一体全体、国としてどのくらいの規模に持っていきたいのか。これは明確に出していただきたいと思います。

例えば稲作なら何ヘクタール、露地野菜なら何ヘクタール、施設なら何ヘクタール。今のままいけばどのくらいを担わないと大変なことが起こるということを市町村にも共有をさせていただいて、首長にも共有していただかないと地方の崩壊につながる。だからそこがないと戦略が全く組めないということですので、そこを少し教えていただきたいと思います。

○金丸座長 奥原さんにお答えいただく前に、私もそろそろ。

関連して言いたいのですが、140万ヘクタール担い手を新たにふやすというのは、本気の目標だと思っていいわけですね。だから140万ヘクタールあるいは80%にするためにどうあるべきかということの議論の中で、農地中間管理機構だけではないと思うのですが、農業改革の戦略が策定されつつある。

そうすると、140万ヘクタールに今、松本専門委員もおっしゃられたのですが、そこまで私は思っていませんでしたけれども、少なくとも県別の目標設定があって、それが県に落とされて、県はそこで市町村も含めて、市町村別、最終的には地域別の目標というのがある。これが何かこういうことをお願いします、あるいはそれをボトムアップでやるのだったら、それは農地プランか何かを参考として見て、人・農地プランというのは今作りつつあるという話ですけれども、それを集約してみたら140万ヘクタールにいきそうもないなとわかったら、そのボトムアップのプランニングだけをあてにしては、先ほどの目標は達成できないわけですから、行ったり来たりする。そうすると先ほどの松本専門委員の稲作だとか何とか別まで含めたようなところで最終決定したプランニングがあって、ではこれはいこうとなって、それに予算がすぎ込まれ、マッチングで決まるのではないかと思うのですが、これは割と企業経営だと普通だと思うのですが、そういうような発想がなかなか伝わらないので、松本専門委員の問題意識を加えて私の問題提起も含めてお答えいただきたい。

○農林水産省（奥原局長） 10年間で140万ヘクタールを動かして、担い手が8割を利用できるようにしたいというのは我々の本気の目標なのです。

前の資料ですけれども、今日もお配りされているかと思いますが、横長の農地集積、集約化等についてというデータの資料をもう一回見ていただきたいと思いますが、これの2ページが現在、この農地面積の中で担い手がどのくらい使っているかというのを示しております。平成22年のところを見ていただくと、農地が459万ヘクタールで、この中で黄色いところがいわゆる担い手。これは法人経営であったり、大規模な家族経営だったり、

企業だったりしますが、ここが226万ヘクタール。ですからシェアとしては折れ線グラフのほうですけれども、49.1%、約5割のところまで来ているということです。

10年前はどうだったのか。平成12年のところを見ていただきますと27.8%。これが10年間でこの率が2割ふえているわけです。今後10年間で3割ふやして5割を8割にするということですから、それほど非現実的な数字を我々は言っているとは思っていないのです。ただ、面積の数字としては相当大きいわけで、そのために140万ヘクタール動かさなければいけません、これは口で言うのは簡単ですけれども、本当に23区の23倍ですから、そのぐらいの面積が全国で動いていく。そのときにそれぞれの担い手がどのぐらいの面積を経営していればという、これはなかなか難しい話なのです。

例えば米であれば、10ヘクタールやって所得は幾らか。10ヘクタールで400万円です。コストを引いた、自分のところに手元に残るのは10ヘクタールやって400万円。20ヘクタールやって800万円、大体これが平均的な姿ですので、きちんとした生計を成り立たせるためには米で言えば20ヘクタールぐらいはないと、米単品であればないとだめだと思いますけれども、この経営の仕方はいろいろあるわけで、作る品目は別に単品でなくてもいい。野菜を組み合わせてもいいし、自分で6次化をやってもいい。販売したり、あるいは加工したり、付加価値を高める手法もありますので、ここを経営の姿として一律こうだという目標を作るということは、私はあまりいいことだとは思っていないのです。むしろそこは自由にいろんな経営をしていただいて、でき上がった姿が力強いものになることが望ましいのではないかと。

今日の田中専門委員のところも北村専門委員のところも、自分の経営で相当工夫をされて、いろんなことをやってきておられるところなのです。自由度はむしろ損なわないようにしたほうがいい。国が個々の経営はこういう面積でなければいけないんですよなんてことを言えば、これは社会主義なのではないかと思しますので、むしろ自由に創意工夫でできるような環境をいかに整えるかということではないかと思っています。モデル的にこのぐらいの経営だったら幾らの収益になるかということを経営することはできるし、これが必要であればお示しすることは可能ですけれども、それがこの政策の遂行において本当に意味があることかという、実はそうではない。

実際に人・農地プランをやってみて、各地の中で高齢な方が、しかも規模の小さい方がいっぱいいらっしゃるわけです。この5年先、10年先はこの地域、このままではやっていけないという思いは皆さんありながら、なかなか土地は人には貸さないという雰囲気はまだ持っている。総論的には危機感はあるのだけれども、個別には今までと同じ経営を続けていきたいと思っている、この人たちの状況をいかに変えて、そのときに中間機構が入ることによって土地がもっと出てきやすくなって、担い手に集まりやすくなる。

先ほど田中さんから言われましたけれども、夢を持っている経営者の方が機構をうまく使って、自分のところの土地の調達がやりやすくなるというふうにならなければ、この機構は意味がないと私は思っていますし、そうなるような運用をしなければいけないと思っ

ております。

○金丸座長 北村専門委員、どうぞ。

○北村専門委員 スタートの頃より随分わかりやすくなって非常によかったなと思うのですが、ただ、私はこれが成功するかしらないか、1つには公表することが非常に大切ではないかと思えます。どちらかと言うと、今日までは決まったところが公表されて、そのプロセスが余り公表されないのを入れる入れないの問題を提起して大きくしているのだらうと思えますが、現実には随分、今、国が目標としている80%をかなり近い数字で農地が集約されている地域もございます。そういうところには、どうやって企業あるいは新規参入の方が入ってくるかというのは、情報を非常に多く公表、中間的にも公表することによって、自分の参入の計画などを立て、地域の皆さんに理解することも必要なことであらうと思うのです。

私はたまたま大学で勉強をなさっている先生から、企業が外国で工場を建てるというときには、非常にそこの文化やいろんな生活まで加味しながら、そこに参入するかしらないかを決定されている、そこに非常に時間をかけているというのをお聞きしました。

国でやるからには、それがいいのだらうということでは私はないだらうと思うので、やはりそこに参入するだけではそれなりの地域に理解される計画、ビジョンがきちんとないと、いきなりというわけにはなかなかいかないだらうと思えます。そういう意味では公表して新しく入るのは非常に結構なことなので、そこに対する地域での計画書なり意見書をきちんと出す仕組みも、きちんと明記していただくと地元では理解しやすい方向性で、うまく稼働するのではないかと。そういうふうな思いがあります。

特に農地の需給関係は常に変わるわけですから、それを逐次見られるような仕組みがあったらいいなと思えます。

○金丸座長 意見も尽きないのでございますが、今日も農水省の皆様もお越しいただきまして、ありがとうございます。改めて先日の会議で出たような御意見について真摯に受けとめていただいて、しかもスピーディーに御検討していただいたことに大変感謝を申し上げます。

また、今日は様々な意見が各委員から出ましたので、引き続き皆様におかれましては、さらにはいい案にお互いしていければと思えます。本日はどうもありがとうございました。

○長谷川委員 質問なのですけれども、簡単に。先ほどの論点整理で出た2ページ目、事務方の作っていただいた財政措置の在り方のところのモラルハザードの後段2つの質問。これについて短くお答えいただきたいのですが。

○農林水産省（奥原局長） 論点整理のペーパーの2ページ目の出し手への財政措置の在り方、○が3つついていますところの下の2つですね。

まず耕作放棄地を機構に貸し出した地主に対して、出し手に協力金を出すかどうかですが、これは出しません。現在の通達でも、これは出さないことが明記されておりますので、これは出しません。

一番下のところでは、基盤整備とかやって農地の価値が高まったとき、これを機構から所有者にお返ししたときにどうするかという問題でございます。これは8月22日のときも御説明したかと思いますが、一定の期間以上、この中間管理機構に土地を貸していただいたという場合には、これをお返しするときに、これは個々に有益を判定するのは140万ヘクタールもありますと相当煩瑣なことになりますので、この貸し付けの期間との関係でルールを作って、一定期間以上貸していただいた場合には有益償還義務は免除をすることができ仕掛けにしたいと思っております。

○金丸座長 よろしいですか。

○大田議長代理 一言だけ。

いろんなお話を聞いていて、先ほどの田中専門委員の御意見も含めて、役員体制というのが大変大事だという印象を持ちました。それと第三者の評価委員会です。役員体制をあらかじめ決められないということではありましたが、なるべくこの多様な担い手、新規参入者、そういう者が決定に関与できるような工夫を、もう一工夫していただければと思います。

○農林水産省（奥原局長） 質問よろしいですか。

それは役員の中に、今、大きくやっつけらっしゃる担い手の農業者の方とか、新規参入しようとする方を役員に入れるべきだという御指摘でしょうか。

○大田議長代理 要は今の保有合理化法人が農協の方とか農業関連団体の方がかなり入っているのです。そういう現在の既存の農業者を代表する、そこの利害だけが反映しないような役員体制にすべきであるということでございます。

○農林水産省（奥原局長） それはおっしゃるとおりだと思います。ただ、我々は前に運営委員会というものを提示させていただいたのは、正に今、言われた問題意識なのです。小さな農家とか農協の利害ではなくて、本当にその地域の大きくやっつけらっしゃる担い手の方々と第三者の方に入っていて運営委員会を作ったらというふうに提案させていただいたのですけれども、ここでの御議論は二重のガバナンスになったりいろんな問題点があるということで、そこは見直すことといたしましたので、役員についても公平な運営ができるようにそこは十分配慮しなければいけないと思っております。

○金丸座長 よろしく申し上げます。

○林委員 1点だけ。資料1の2ページの表の「利用配分計画の原案作成」のところなのですが、出し手のところでは公的なところが窓口でない信頼されないからというのはわかっているのですが、でも、借り受けの利用配分はビジネスライクに効率的な観点が入ったほうがむしろいい部分ではないかと思うのですけれども、そこが再委託できないという前提で市町村しか委託できないことになっているので、これは逆ではないかと思っております。今日御意見をいただけないでも御検討いただけないなとかなと思います。

○農林水産省（奥原局長） この利用配分計画の原案というのは、土地の台帳、特に登記だとかいろいろなことを照合して正確なものを作らないといけません。決定したものがそ

の後、公告によって権利が移動しますので、この手続が他のところでできるかどうかという問題なのです。原案のさらに準備段階、事実上の行為は多分、受け手希望者との交渉の延長線上にあると思いますので、そういうものは民間を含めていろんなところでやっていますが、最後の計画の原案の形にするところは市町村でないとまずいのではないかと考えているということでございます。

○金丸座長 では、本日はありがとうございました。

我々はこの後、農業ワーキング・グループでこれ以外にどんな項目を検討していくかということについて議論させていただきたいと思いますので、農水省の皆さんはここまでということで、本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省関係者退室)

○金丸座長 では、事務局よろしくお願ひします。

○中原参事官 それでは、お手元の資料3をお開きいただければと存じます。当ワーキングで御検討賜るたたき台の案でございますので、御議論賜ればと存じますけれども、競争力のある農業、魅力のある農業、農業の成長産業化の実現を図る。また、我が国の重要な資源である優良農地の多面的機能に配慮した適切な保全と有効利用を促進する観点から、農業に係る制度の在り方について検討を行うということでございます。

まず1つ目に、多様な担い手に対する農地の集積・集約化を目指した農地制度の在り方ということございまして、本日、御議論をいただいた法案の外の問題としまして、1つ目に農地の信託事業の民間開放等。農地の利用や担い手との効率的なマッチングを促進する観点から、現在、農地保有合理化法人あるいは農業協同組合しか受託することのできないところについて、信託の活性化が図られるよう農地信託の引き受け主体を拡大すべきではないかという議論。

それから、規制改革ホットラインにも来てございますし、成長戦略などでも議論されることとなっていたわけですがけれども、農業生産法人の要件緩和に関する議論でございまして、意欲ある者の規模拡大や参入を促す観点から、農業生産法人の要件を見直すべきではないかという点でございます。

次に法人の農地リース条件の在り方ということでありまして、現在、現行制度のもとでリースの方式で農業を行うときには、規制は限定的なわけでございますけれども、しかし、現行の制度で十分かどうか。あるいは農地を返還するときにかかる様々な諸問題の要因を検証すべきではないかという論点でございます。

2番目に、農地の利活用、保全における農業委員会の在り方についての検討でありまして、これも先ほど来ずっと議論が出ているわけですがけれども、農業委員会の機能として権利移動の際の許可ですとか、あるいは農地転用のときの意見具申ですとか、あるいは先ほどの農水省の法案にも出てまいりました耕作放棄地に係る指導通知といった多面的な、多様な役割を担っている農業委員会の機能と組織の在り方について、改めて再検討すべきではないかという論点でございます。

この中で農業委員会の運用実績に対する評価ということで、先ほどもありました耕作放棄地対策の運用実績を検討するとともに、さらに有効な耕作放棄地対策の在り方を検討すべきではないかという論点もございます。

3番目に農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方についての検討でありまして、農業協同組合法などを見ると、組合員のために最大の奉仕をすると書いてございますが、そうした目的を踏まえて今後の農協の在り方を検討すべきではないか。特にコンプライアンス改革というところから検討をスタートしてはどうかと存じます。

次に、農政における農協の位置付けの明確化ということで、現在、一般の民間団体でありながら、行政の一翼を担っている農協の役割を検証しまして、責任の所在の明確化と他の民間団体とのイコルフッティングを図るべきではないかという論点をご検討いただければと存じます。

「その他」としましては、従前から指摘がございますように、利用者の目線に立った資金調達の確保を図る観点から農林水産・商工関係信用保証保険制度の連携強化ですとか、あるいは農水省から御提示をいただいた「攻めの農業」の中の幾つかの論点も、この「その他」の中で御検討を賜ることができればと思います。

いずれにしましても、これは今後の検討状況を踏まえまして、必要に応じて検討項目の追加も含めて御議論いただくものではないかと存じております。

以上でございます。

○金丸座長 それでは、今の説明について御質問、御意見ございますでしょうか。

○本間専門委員 具体的な項目ということに入っていくのかどうかということで、例えば農協の在り方について見ますと、これまでこの規制改革会議ではなくて、従前から行っている規制改革の議論の中で出てきていますのは、1つには農協における第三者監査の導入だとか、独禁法適用除外の見直し等々も⑥、⑦に絡めて、必要な議論ではないかと思っております。それが1点。

第2点は規制改革といいますか、規制として農業の中に一番大きくかぶさっているのは酪農、乳業における指定団体制度だと思っております。これは私が初期に、規制改革に関わっていたころからの懸案でもあるのですけれども、酪農の流通というのは地域割りになっていまして、その地域ごとにいわば一元集荷でやっているわけです。それが指定団体で、これは日本に限らず、いろんなところでやっていますけれども、問題はそこに集荷するときに酪農家は全量委託ということを強いられている。もちろんアウトサイダーという形で指定団体に入らない選択はあるのですが、それはよほど流通経路を確保しているような大手といいますか、特殊といいますか、非常に限られた農家の組合となりますが、一般には指定団体、北海道で言えばホクレンに出して、それでホクレンの中でどこに出すか。北海道、東北、関東でそれぞれいわば住み分けをして流通させているわけです。そのときの基本が全量委託だと。

したがって、例えば酪農家が自分のところでアイスクリームを作りたい、おいしいチー

ズを作りたいという場合には、原則的に一旦ホクレンならホクレンに売った牛乳を買い戻さなければいけないというシステムになっているのです。したがって、ここは全量委託を規制緩和して、部分委託にするような制度。これは何年か前の規制改革でも提案しているところなのですが、これをぜひ取り上げていただければと思います。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

他に御意見ございますか。

○長谷川委員 これはいずれも全部重要だと思いますが、順番をどのように考えるかですが、例えば②農業生産法人の要件緩和のようなテーマは、前半の議論の今度出る法案と絡まってくるから、こういう分かりやすい話をやったらいいかなと思います。

○金丸座長 では、松本専門委員。

○松本専門委員 今、御指摘のありました②の農業生産法人の要件緩和のところなのですが、私は海外の農業事情を見てきていると、農業生産法人の例えば企業が農業生産法人を起こしたときの所有という問題もいろいろ絡んでくるのですが、外資の場合は基本的に所有は認めないという国が圧倒的に多いわけです。ですので企業が農業参入する際に外資比率なども検討要件の中に入れておくべきではないかと思います。

それと、これは非常におかしな話なのですが、農業生産法人と農業法人という言葉が結構独り歩きして、農業法人というのはかなり広義な意味になるのですが、このあたりの言葉の定義を明確にする、あるいは片方どちらかを整理することも検討していただければと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

これ以外に取り上げるべきだとかいうテーマはございますでしょうか。

○松本専門委員 もう一つ、農産物の輸出戦略の部分でかなり今、日本はまずい状況に陥ってしまっていて、日本の農産物は非常に安全で高付加価値だと言われていますが、国際的な農産物流通においては国際規格がどんどん導入されていっております。それについての日本国内での理解と知識、情報が非常に欠落しておりますので、十分に戦略性を持った取り組みをしないといけないと思いますので、輸出に関してはぜひそのあたりをもう一回、情報を整理して考えていただければなと思っています。

○金丸座長 他の方は御意見ございますでしょうか。

林委員、何かありますか。

○林委員 先ほど長谷川委員からおっしゃられたとおり、順番の問題とスケジュール感について、もし提案があれば教えていただきたいのですが。

○金丸座長 お願いします。

○中原参事官 スケジュール感につきましては、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部のほうで11月末までに一通りの議論をラップアップしないといけませんので、本日、ここに掲げさせていただいている論点については、一当たりそれまでに何らか御議論をいただ

くような形で議論させていただければと思っておりますので、順番としましてはここに書いてございますような、先ほど長谷川委員の御指摘のあったような農業生産法人の要件緩和を含む多様な担い手に対する農地の集積、集約化を目指した農地制度の在り方といったところから、こうした順番で上から順に進めていくのが一案かなと存じております。

○金丸座長 田中専門委員、どうぞ。

○田中専門委員 農業生産法人の要件緩和のところで、括弧書きの中に少し議論の中でつけ加えていただきたいと思うのですけれども、今まで地域の中で農業が完結していましたが、どんどん越境して日本全体に農場を広げていくなんていうことがあります。そのときに地域ごとの認定が非常に問題になってきたり、例えばこれからは資本関係がどんどんできるようになってきます。そのときのグループをどういうふうに農業法人として見ていくのかなんてことも、より改革ができていったら成長が促進されるのではないかと考えますので、何かそういう論点が1つあればと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○本間専門委員 関連して、農業生産法人のところなのですが、今、農水省はいわゆる6次産業化の推進で、6次産業化ファンドをつけているわけです。その場合の要件というのは、農業者と農業以外の資本でベンチャーを作って、その資本と同額をいわばファンドとして提供するというシステムになっているのです。

これは話を聞いてみますと、農業者がベンチャーにおいて過半の資本を占めなければいけないところが結構足かせになっていて、いわゆる農家レベルだけだったらそんなお金は出てこない。したがって6次産業化ファンドと言いながら、要するに6次産業化が非常に小粒なものになっていることも多く聞かれます。したがって、そこは農業生産法人であるがゆえに出資の制限があることになっているのだと思うのですけれども、ここを取っ払って、本来、6次産業化というのは相当に大きな規模で展開されることが望まれているわけですので、そこは別に農業者が過半を占めなければいけないという出資制限というのは外していくんだということを、そういう要請もありますので、農業生産法人の要件緩和というところは早急に検討したいと思っております。

○金丸座長 それでは、今、いただいた御意見も踏まえまして、事務局と私とまた相談させていただいて、皆様に改めて提示させていただきたいと思えます。

前段の中間管理機構の話は、本会議では我々は見解として決定するのは19日ですか。あと1週間ぐらいあるのですね。私は局長と個別も含めて交渉してきた印象というか、今日はかなり改善するという宣言というか、説明があったのですけれども、本質的なところはまだ私は腑に落ちておりません。

といいますのは、これまでもお金は使ってきました。それから、いろんな役割を持った組織もその都度作ってきました。今度さらにお金も使いましょう。また1個、賃貸をベースにした専門的な組織も作ろうと考えている。だけれども、その組織は全く新しい機能す

る組織を作るのではなくて、既存の組織の改組で考えていた。だから改組で考えていたのでガバナンスの理事長とかの任命権者というのは県知事です。だから国は関与できないので、多分その下に運営委員会というようなものを考えざるを得なかった。けれども、皆さんの指摘によって運営委員会については見直すことが検討されている。だから本丸で今度は中間管理機構が機能する経営陣はどんな人たちかということに御議論が、そこによりやく行ったわけです。

そうすると、今の人たちは変えるという決議は多分、県単位で行われるので、そうすると国の関与はどうかと。先ほどの話ですと自由を与える方がいいんだと言ったら、国は何もしないほうがいい、お金だけ出せばいいという話になって、あとは松本専門委員がおっしゃられたように、地域ごとに意地悪されるあれがあって、では皆さん自由にバトることになるのではないかなと思うと、何のための組織なのかなど。もし作るのなら全く新しい組織を作るべきだし、その新しい組織を作るのだったら、そこに重複する、しかも過去うまくいかなかった組織はごめんなさい。それはもうだめですよねと言ってやめるとか廃止するとかしなければいけないのではないかと思うのですけれども、結構本質的なところがまだ残っているなという中で、この1週間で本会議の議長の御責任でございますが、どうなのだろうと。

あと、産業競争力会議がまた今週行われて、農水省の皆さんは両方から意見を聞いて1週間以内に何とかしなければいけないということなので、相当時間がないです。そんな認識であります。私も引き続き農水省の方たちと議論をさせていただこうと思いますが、そんな印象を持っているところでございます。

どなたか御意見とかありますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本日も活発な御意見を賜りましてありがとうございます。第1回の農業ワーキング・グループを終了させていただきます。どうもありがとうございます。